処方箋の表記

一般名処方について

「一般名処方」とは？

①処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。

②厚生労働省が示している記載方法に準じて
【般】＋「一般名」＋「剤形」＋「含量」で記載されています。

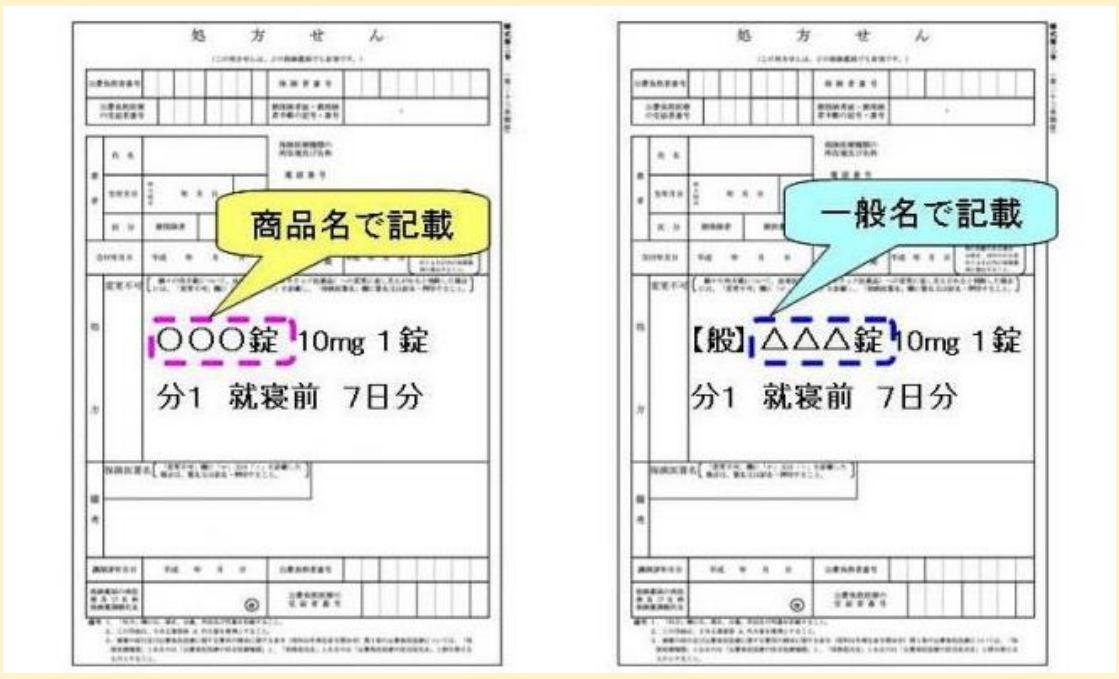

「一般名処方」のメリット

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬局の薬剤師と相談して選ぶことが出来ます。
ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることが出来るため、患者さんの負担軽減や、医療費の節減につながります。

長期収載品（令和6年10月～）

令和6年10月から患者様の希望により、長期収載品の処方を希望した場合は「選定療養」の対象となり、特別負担が発生します。特別負担は長期収載品と後発医薬品の価格差の「4分の1」相当の料金負担が必要になります。

市立貝塚病院